

第十六回国会 人事委員會議録 第十三号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君
理事 赤城 宗徳君 理事 田中 好君
理事 永田 亮一君 理事 館林三喜男君
理事 加賀田 進君 理事 受田 新吉君
理事 山口 好一君 江藤 夏雄君
田中 萬逸君 高橋 英吉君
高橋 等君 永田 良吉君
原 健三郎君 船越 弘君
池田 清志君 小山倉之助君
古井 喜實君 櫻井 奎夫君
森 三樹二君 横路 節雄君
池田 禎治君 北 吟吉君

出席政府委員

人事院事務官(事務局長給与局長) 龍本 忠男君
委員外の出席者

文部事務官(大臣官房人事課長) 平野 出見君
専門員 安倍 三郎君
専門員 遠山信一郎君

七月二十九日

委員西村直己君、本間俊一君及び石田博英君辞任につき、その補欠として高橋英吉君、永田良吉君及び北吟吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

館林三喜男君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事互選
一般職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律案(益谷秀次君外二十三名提出、衆法第四二号)

○川島委員長 これより人事委員会を開会いたします。

この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事でありました館林三喜男君が去る二十五日一旦委員を辞任したことがありますので、理事一名が欠員となつております。この際理事一名の補欠選任を行いたいと思つております。これは先例によりまして委員長が指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川島委員長 御異議ないと認めます。委員長におきましては、館林三喜男君を再び理事に指名いたします。

○川島委員長 一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を継続いたします。

○加賀田委員 ちよつと議事進行について……昨日横路君から要求されました資料が提出されましたので、この資料に対する御説明をお願いしたいと思います。

○赤城委員 第一の、師範学校卒業者の場合であります。これは旧師範学校であります。十八才で中学を卒業して二年たつて二十才のときに師範学校を卒業する、そうして三十六才の場合をつたわけでありましたが、教員生活が十六年、そのときちょうど切りかえのときの昭和二十二年十二月三十日現在の俸給が八百五十円であつたのであり

ます。切りかえの場合にちよつと勤続年数が十六年でありましたので、それからまた師範学校卒業を専門学校三年卒業と見ましたのでS三三というの専門学校三年卒業という略語であります。そして九級六号に格付けまして昭和二十三年一月一日二千九百円ベースのときに三千九百円となつたわけであり

ます。その後昭和二十三年十二月一日に六三三ベースにかわりまして七千六百三十八円になつた。その後給与法の昇給昇格等の規定によつて最後の二十七年一月一日現在で十級三号、通し号俸で四十六号、一万四千五百円、こういうことになつております。これと同じような状況で、第二は、専門学校卒業の人を例にとりました。これは中学卒業後三年たちまして教員になりましたので、勤続年数は十五年の場合をとりまして、これは二十二年十二月三十日には九百五十円でありましたが

現在においては一万四千円。その次は、専門学校卒業で教員を八年勤め、その中間において軍務に服しておつたのが三年、その後また教員を二年勤めて三十六才になつた場合をとつたのであります。そのときの昭和二十二年十二月三十日の俸給は九百五十円であつた。勤続年数は軍務に服した年数を零と見ておきますので、前の八年とあつた二年の十年を勤続年数と見ておつたのであります。これが前と同じような順序で進んで来たのであります。ちよつと昭和二十六年一月に級別推定表の改正がありまして勤続年数の再計算

がされて、これは軍人、軍属の軍務に服した期間あるいは教員外の経歴年数等についての勘案がありましたので、再計算をしまして十二年九箇月間ということになつて、最後の二十七年一月一日を見てもみすれば九級四号の一万二千二百円、こういうことになつてゐるわけであり

ます。第四は、同じく専門学校を卒業した場合であります。中学校を卒業して一年浪人しておつた。そして専門学校に入つた場合及びその後中間に実業方面に九箇年勤めておつた場合をとつたのであります。この場合には経歴を四年六箇月、五割と見ておきますので、これを加えてこの人の勤続年数は九年六箇月というように見て、そのあとは前と同じような順序で進んで行つて、最後において一万二千二百円ということになつてゐるわけであり

ます。次の七とあるのは五の間違ひであります。五の場合には旧大卒業、これは十八才で中学を卒業し、旧制高等学校を三年やりまして、旧大学を三年やつて、そして実業界等に七年勤めておつた。それから軍務に三年勤めておつた。教員になつた。こういう場合であります。これは教員外の経歴年数を半分の五割に見ましたので三年六箇月で、軍務の方はゼロに見ましてこの人の勤続年数は五年六箇月というので、昭和二十三年十一月二十九日ベースに切りかえした場合には、三千四百円というように切りかえられたのであります。その後、前と同じような順序を

踏んで二十七年に一万一千四百円ということになつております。

その次の六の場合には、やはり同じく旧大を出たわけでありましたが、中学を卒業して一年浪人し、そして旧制高等学校を三年、それに旧制大学を三年、その後教員になり、途中で実業方面に四年間おつた。こういう場合を見まして、その勤続年数が九年で、そして二千九百円ベースに切りかえた際に三千八百円。こういうことになつて、最後の二十七年一月には一万三千五百円ということになつております。

最後は順調に中学を出、旧制高等学校を出しまして旧制大学を出て、そうして教員を勤めたのが十二年、そしてこの場合に一千五百円の俸給であつたのであります。二千九百円ベースに切りかえした際に、その数字が間違つてゐるかと思ひますが、四千三百円が正しいのであります。その後ずつと続いておつて最後に二十七年一月に一万五千五百円。こういう七つの例をとつてみた次第であります。

○横路委員 ここに出されましたものは本来からいへば特殊なものなんです。なぜ特殊なものかといふと、ここで旧制の師範学校と比較になるものは、専門学校卒業のうちの番号を打つてありますところの二と、旧制の大学を出た番号を打つてゐるところの五、これが比較対象になるだけで、その他のものについてはいわゆる軍務に五年間おつたその場合の再計算はどうするか、あるいは戦争中に軍需工場に

九箇年勤めておつたその者の再計算はどうか。その再計算の仕方によつていわれる高等学校教員の陥没状況が出たのであつて、それはあくまでも給与体系そのものから来ているのではないのでありまして、従つてもしも専門学校卒業の番号を打つてある三並びに四、旧制大学の番号を打つてありますところの六、七が不当であるとすれば、実業界関係の民間経歴を学校に直した場合は再計算の年数はどうなるか、軍務に従事した場合における再計算の年数はどうなるかということが根本的に正されなければならぬのでありまして、そのことをもつて高等学校の教員と小中との間に著しく差があるという考え方はおかしいのである。従つて本来ならば、ここでお見せいただくのは、いわゆる六級職にあたるものについて、師範学校を卒業して何年になつてゐるか。その者は普通の学校をたどつて旧制の専門学校の場合にどうなつてゐるか、旧制の大学の場合にどうなつてゐるかという、国家公務員の級の格付をした場合における学校教職員に関するところの級別の推定表、あるいは級別に関する一覧表が出なければ、こゝに軍関係及び民間経歴に携つてゐる者の再計算の仕方によつての陥没は、給与体系そのものの不当ではないのであり、従つて私はこゝに特殊な例の高等学校の教員のみ状況をもつて、これが小中学校の教員との間に不当な待遇があるというような考へ方はおかしいと思ふのである。従つてここに提案者の方から出されてありますように、当然給与法に関する一部改正法案の根本になつておる、すなわち級の格付をなすときの二千九百二十

円ベース、並びに昭和二十五年十二月三十一日付で、いわゆる級別推定表を新たに国立学校の教職員に対してやつた場合の、その二つの資料が出て皆さんに説明されるのでなければならぬと思ふ。その点私は、一体人事委員会の専門員の方は、どうしてこゝに資料しか出されないのか、はなはだ遺憾であります。この点についてはどうしてその二つの資料を出されないのか。委員長、私は専門員の方に——これは提案者にこゝにいうことを申し上げるのはなんですから、少くとも提案者の方を助けてゐるところの人事委員会の専門員として、どうしてその二つの資料を出されて、そして二千九百二十四ベースの級の格付のときの高等学校、大学を出た者はこゝにいうふうになつてゐる。それが文部次官の十二月十三日付の通牒によつて、いわゆる国立学校の級別推定表がこゝにいうふうにかつてゐるから、この点についてはこゝにいう特殊なものをもつて一般を律するといふことは、はなはだ私は不当だと思ふ。その点私は人事委員会の専門員の方に、どうしてこゝに資料だけで、一般的な法律に関する重大問題に對しての討議をする場合の資料になるものをお出しにならないのか、私は非常に遺憾だと思ふ。その点ひとつ御答弁願いたい。

○赤城委員 その前に私から……。たゞいま御指摘がありました、法案を提出した理由が陥没を防ぐ、こゝに不均衡があるからそれを防ぐといふのが主点ではないのでありまして、先ほども申し上げましたように、高等学校と中小学校との間に、職域の差をわれわれ認めておるので、将来にわたつてこの職域の差を認めた限度において差をつけて行かう、これが主でありまゝす。それに従つても陥没があるとするならば、結果においてある程度救われるのじやないか、こゝにいうことでありまゝす。その点はひとつ提案者の気持を御了承願つて、これを防ぐために今の法律案を出したのではない、これを主たる点として出したのではないといふことだけを、ひとつ御了承願ひまゝす。

○横路委員 今提案者のお話がございしましたが、私今お話ししたように、きのう私が要求した資料で出されたものは、これだけの説明ですと、いかに高等学校教員の陥没を是正するために出したのだといふようにしか思われなないのであります。だから提案者がきのうから私に御答弁がございますように、職域差によつていわゆる三本建をしたのだ。そうすると職域差によつて三本建にしたという以上は、法律を改正したのでありますから、その根本にさかのぼつて、前の二千九百二十四の職階制の級の格付をした場合と、昭和二十五年十二月三十一日付でやり直した、たしか十二月十三日付で文部次官通牒で各都道府県知事に、国立学校の教職員に關しては、こゝにいうふうな級別推定表を要したから、もし都道府県の財政が許すならば、それによつてやつてもらいたいという基本的な原則があるのですから、当然それを出して説明していただければ、今私が申し上げましたような誤解はないのですが、その基本的な原則に關する資料をお出しにならないで、こゝに特殊な状況における

陥没された方のみに關しての御説明がございましたので、私は非常に遺憾だと思ふ。この点私は提案者の方より、これをお助けになつてゐる人事委員会の専門員の方に、どうも私としてははなはだ了解できない。やはり要求した資料は資料として各委員に配付して、正しいものを討議する資料にさせていただかなければならぬと思ふので、この点私は人事委員会の専門員から一言釈明していただか、あるいは早急に出してもらふかなければ、これはきのうからの質問で、まる一日待つてゐるのですから、ひとつ御答弁願ひたい。

○安倍専門員 まことにどうもおしかりをもちようだとして恐縮でございます。昨日の夕方のことでございますが、私の方としましては、二九ベースの切りかえ当時の陥没の状況というふうにお伺ひしたのでありますから、これには實際正直のところ非常に困つてしまひまして、それから赤城先生に御相談しまして、どういふものを出したらよからうかということになつたのであります。もしあゝいう通達の種類あるいは級別推定表のごときものでありますれば、それを整えたのでございませうけれども、それがちよつとわかりませうし、その陥没の状況を詳しく知つてゐる者は、高等学校の組合の諸君が最もよくわかるであらうといふので、赤城先生のおさしで、われ／＼はけさこゝにいう資料を出したという状況でございます。まことに申訳ありません。

○横路委員 今の専門員の方の答弁は、非常に正直でいいのですけれども、しかしこれはちよつと正直にも度々を越してゐる。今出されました二九

資料によりまして、相当の開きがあるということは承知いたしておりますが、これはおそくやはり二九パーセント切りかえ当時、師範学校卒業生に対する学歴を、専門学校三年程度に認めただけによるのであろうという解釈だけしか、われ／＼自身としては持つておりません。そこで私が先生の御要求を聞き進めたかもしませんけれども、ああいう資料を出しますれば、相当大部なものでありますし、きのうの夕方のごときでございますので、実はどういような資料を差上げたらいいかというところについて、赤城先生にもつばら相談申し上げて、私自身としても附設そのものについてのあれは承知しませんが、ただここでもうなすけますことは、高等学校の教員組織におきましては、大体五〇％が軍務に服しているような状況と承知しております。それからまた約七〇％くらいは民間経歴を持つていてある方でありまして、それ／＼の場合の例をとつたにすぎないのであるわけでありまして、ほんとうに比較するならば、第一番と最後のところだろ／＼と思ひます。これはわれ／＼も参考これを見ていただけのことでございます。まして、これを重く見るという、認定の資料という意味ではございせん。

つていた者であり、また五〇％は民間経歴を持つていた者である。そうすると、高等学校の教員の特遇が不当に低いということは何に原因するかという、先ほど私が申し上げましたように、民間経歴と軍関係の経歴を一〇〇％に見るか、九〇％に見るか、六〇％に見るかというところで違つて来るのをごいいます。そのことは今回のこの給与法の改正の根本的な趣旨にはならないと思ひます。やはりそのためには、先ほど赤城さんから御説明がございしたように専門学校の附設状況のところ、現れてゐる二の二の二、旧制大学のところの五、これがそれ／＼の級に格付した場合においてはどういふふうになつてゐるかということ、具体的資料の上にお出しにならないといふ。どうもこれ以上専門員の方を責めても、正直のところさつぱり御存じないようだからしうが、これは明らかにかきのうの私の趣旨を全然はき違へて出したのです。本来から言へば、これは昭和二十五年十二月三十一日付で文部大臣が各都道府県知事に出している新しい級別俸給表があるもので、その上に立つて、高等学校の教員は、昭和二十五年十二月三十一日付の新しい級別俸給表による格付でもなお不当という説明がなされなければならぬ。高等学校の組合から出された資料を配付したのでは、私たちの役に立たない。そういう意味で、委員長、どうですか、まだお屋敷に時間があるのですから、専門員の方に再度資料を出していただくようにしていただきたいと思います。

主じやないのですから、ひとつ本案の方をやつていただけないか。

○横路委員 ですから、附設のこういふ資料を出されたのではしごく迷惑なんです。こゝういふ資料をもつておざわざいようの討議の材料にすること、私は不当だと思ひます。

○川島委員長 あなたは御要求があつて出したのですから。

○横路委員 いや、私は附設に關して資料を要求したのではないのです。

○川島委員長 まあ、ひとつ本案について。

○横路委員 本案に關係があるから私は言つておるのです。

○川島委員長 本案の重点について御質問願ひたいと思ひます。

○横路委員 それでは私は人事委員会の専門員の方に申し上げておきますが、非常にこの点は遺憾に思ひます。しかもあなたは、組合の資料だけを人事委員会の資料として配るといふことは、それはきつと人事委員会の私たちに何をさせたつて数字なんかかわらないという考え方で出されたに違ひないと思ひます。それは非常に遺憾です。

次に私は提案者の方に、この出された附則の第五項は非常に重要な問題をあとに残すと思ひますので、この点重ねてお尋ねいたします。附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額、は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。この点は、もしも高等学校の教員に關して附則の第二項を適用するとするならば、たゞたゞ地方行政委員会において問題に

なつておりますように、今日いふゆる公立学校の教員を含む地方公務員については、昭和二十六年十二月で三百四十八円、昨年の暮で七百九十四円といふのですが、實際はおそく千円ないし千五百円程度の高くなつておると思ひます。そこでこの附則第五項のように、改正前の法及びこれに基く人事院規則の規定によつて定められたものを切りかえをするといふことになれば、せつかく高等学校教員級別俸給表をつくつても、今でさえ学校教員級の俸給が平衡交付金からはるかにみ出して、都道府県の赤字財政の問題になつておるのですから、従つて附則の第五項をたてにとつて、いわゆる昭和二十三年の二千九百二十円あるいは四千三百円、七千九百円ベースといふように、そのときの法律の尺度をあてはめて、そして高等学校の教員に關して千円あるいは三千円程度みな下げておいてから、切りかえをするというようになつた事態が発生するおそれがあると思ひます。そこでもしもあなたの方で高等学校の教員に關してどうしてもこの通りおやりになるとするならば、附則の五項にありまふところの条文は、職務の級、号俸及び俸給月額は現在受けておる号俸を基準にして切りかえをしなければならぬといふように定めなければならぬ。なぜそういふと思ひますのであります。なぜそういふようにしなければならぬかと言いますと、義務教育費国庫負担法によつて、實際の支出額の二分の一といふことを小学校、中学校の義務教育職員について定めたのであります。高等学校には義務教育国庫負担法が適用されないのではありませんから、そういう立場

においては、今後都道府県の高等学校教職員と都道府県知事の団体交渉に關しては、これは非常に問題になると思ひます。従つてもしも高等学校の教職員をほんとうにお考えになつてやるとするならば、この改正前の法律云々といふものは抹消しなければならぬと思ひます。このまま生かしておいたのでは、私は高等学校の職員のためには決してならないと思ひます。そうでなければ団体交渉のときには必ず元の立場に切り下げられる危険性が多分にあると思ひます。その点はどうですか。

○赤城委員 御指摘のように、地方行政委員会あるいは自治庁などの調査によりまふと、地方の公務員が三百四十八円高くなつた、その後七百九十四円になり、今は千円くらい高い、的確な数字が出ておるが、そういうふうには私も承つております。でありますので、この俸給表そのまゝを、厳格に地方でこの通りに当てはめるといふことになれば、事実上減俸といふやうな形になるかもしれせん。しかしこの法律は御承知の通り国家公務員に關しての法律の建前でありまふので、地方公務員である教職員には直接にはこの法律の適用はないわけでありまふ。そこで地方公務員がそれだけ高いのだから、平衡交付金算定の場合に、現在の高いもので算定したものに對して平衡交付金を交付すべきであるかどうかということが一つの問題であると思ひます。それからまた御指摘のように義務教育が半額国庫負担になりましたので、その半額を出す場合に高い額でできるかきめないか、こゝういふことが問題になると思ひます。

すが、この法律は御承知の通り国家公務員に對しての法律でありますので、地方公務員に對しては直接の適用はないわけでありませう。しかし横路さんも御承知の通り、教育公務員特例法の施行令によりまして、地方公務員につきましても国家公務員の例にならつて給与をきめるようになっておりますから、地方において、果の職員でありますならば果の条例、市町村ならば市町村の条例というようにできめられることになると思います。その際、一体この例にならうかならわないかというところは、地方の条例をきめる際の問題に移つて来ると思います。その際、その例にならうと、現在受けておる俸給よりも下つて下つてはいけないうことが、この法規の趣旨であり原則でありますし、現状より悪くしてはいけないうことが、この法律を一貫しておる建前でありませう。地方の条例等をつくる場合におきまして、現在の俸給よりも低くきめるといふことは私はあり得ないといふふうに考へておる次第でございます。

○横路委員 今の提案者のお話で、私はやはり非常に重要な問題をお話で、私はやはり非常な御承知の通り、大蔵省は切にかえた額でもつて平衡交付金を渡してあるわけですが、ただでさえ都道府県の財政が赤字になつてゐる今日において、

いは、切り下げた分を渡してあるのですから、それを切り下げないで渡してあれば問題は無いのですが、切り下げて渡してあるのですから、せつかく国立学校の教職員に關してこの一部を改正する法律案を出した以上は、これによつて都道府県の条例を定めるのになければ、今それらの財政によつては都道府県条例によつてこれを下げることあるだろう、しかし現在受けておる俸給を下げることは無いといふようなことに、もしも本委員会において提案者から御答弁があつたといふことになれば、都道府県は、ただでさえ赤字財政なのであるから、当然それは現在の俸給をそのまま切りかえた都道府県条例をつくるということになると私は思ふ。だからその点提案者として、国立学校の大学あるいは高等学校、小、中学校にしても、この切りかえ方をやればそれで現在よりも有利であるといふ考へ方でおやりになつた以上は、都道府県はあくまでもこれに準拠してやつてもならなければならぬといふ強硬な態度でなければ、都道府県はきつと下げますよ。その点がたゞいま提案者側の答弁によつて速記に明瞭に載つた以上は、都道府県はそれらの条例によつて、赤字財政なんだから下げましようといふことになつたら、私はせつかくの提案者の趣旨が通らないうちではないかと思ひますが、その点はどうかごさいませう。

○赤城委員 横路さんのお話には、ちよつと私の答弁を誤解してゐるような面が出てゐると思ふ。下げる場合もあるといふのじやなくして、このまま適用すれば、現在地方の方が高くなつてゐるから一応中央の方より上がる

率は低くなるような形にはなる。形にはなるが、事実今までの切りかえにおいても、この国家公務員に對する法律を準拠してゐるということから、今までも下げた例はないので、事実上つておるならば、そうしてまたこの法律が事実上ることになるならば、地方においても当然上げることにならざるを得ない。しかし比較をしてみれば、實際に上つておる場合には、表の上の比較においては、下るような形にもなるが、事実の上では決して下げないし下げるべきではない、こゝういふふうに申し上げたのでありますから御了承ください。

○横路委員 ところが赤城さん、実は昨年この一万二千八百円ベースをきめたときに、現に岐阜県の県会では、岐阜県の条例をもつてそれより頭から一号ない二号切り落しをやられておる。ですからこの問題は、その簡単にこれをやつたら都道府県がどうやうだろうといふわけには行かない。都道府県は現に昨年岐阜県においてやつてゐるわけでありませう。だから、そういう点はひとつ給与局長にお尋ねしたいと思ふのですが、今の附則の第五項の点ですが、これは、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものであるということになりますと、あなたも御承知のように、大蔵省では、現在地方公務員は国家公務員よりも高いと言つてゐるが、そうすると、法の規定通りやると下るわけですから、下げたままでは切りかえをするといふことになるわけですから、趣旨が通らないから、改正前の法及びこれに基く人事院規則といふのは抹消した方がよい。抹消しておかないと、現

在もらつてゐる、いわゆる既得権がそのまま確保されないのではないかと思ふのですが、給与局長としての御意見はどうですか。

○赤城委員 私は、今お尋ねがございましたこの問題を技術的に御説明申し上げたいと思ひます。附則の第五項には人事院規則及び人事院規則といふようなことが書いてあるものであります。ところが附則第五項の第五項が、これを削つたらどうであらうかというお話でありませうが、この法律は国家公務員たる教職員を對象としておるということでは申し上げるまでもないものであります。その場合に、人事院規則なり人事院規則で規定されてゐるところの現職現号といふのはつきりしておきまさんと、これが切りかえにあつて、その当時の現職現号だけではかつてに任命権者がやられるおそれがあるといふことでございませう。技術的にはこのように考へておられます。

○横路委員 今の点、給与局長にもう一度お尋ねいたしますが、そうすると、任命権者がかつてにやらないように、いわゆる給与法及び人事院規則に定められたもので受けるべき額によつて切りかえをする、この解釈はこゝういふわけですね。

○赤城委員 今の解釈は、給与法並びに人事院規則、人事院規則によつて定められてゐるところの、切りかえ當時における現職現号、それを明確にするためにさういふ言葉が置いてある、こゝういふふうに解釈いたします。

○横路委員 給与局長にもう一つお尋ねしますが、これは現在受けてゐる額と、勤続年数何年、級別何級の何号と

いうこの給与法、人事院規則その他の細則によつてあるべき級及び俸給月額、それによつて切りかえをするといふのか、任命権者が今までやつてゐた、現在受けてゐる給与額で切りかえするといふのか、私は附則の第五項の解釈に關してお聞きしてゐるのであります。

○赤城委員 私も附則第五項の解釈を技術的に申し上げておるのであります。あるべきといふのはなくして、従来その任命権者は、給与法並びに人事院規則、人事院規則に従ひまして、實際の運営をして來てゐるわけでございます。それで、かりにこの法律が通つたといつたしまして、その切りかえ日の直前における級号といふものは、人事院規則、人事院規則、給与法はもちろんであります。それによつて定められたものでなければならぬといふことをはつきり言つてゐる、これだけのものではあるかと思ひます。

○横路委員 そうすると、定められたものでなければならぬといふことですね。それで間違ひございませぬね。

○赤城委員 はい。

○横路委員 それでは次に提案者にお聞きします。国立高等学校の教職員に關しましては、たしか今度の予算修正で千八百万円組である。そこで国立高等学校の教職員の数は何人か、それから公立の高等学校の教職員の数は何人か、それを提案者の方で御存じでしたらひとつお答えいただきたいと思います。

○赤城委員 国立学校の高校を含んだ数だけしか調べてありませんけれども、今そろばんを入れればわかるので

すが、各級別に調べてありまして、現在十三級が国立の高校で四百二名でありす。それから公立の高等学校は六万五千二十五名になっております。いろいろの調査でちよつと違つておるものもありません。

○横路委員 そりするとどういうことになりましょうか。国立の高等学校の職員に關して、私の記憶に間違いないければ、今度の予算修正で千八百萬組んである。今のお話で四百二名ということですが、国立の高等学校は六万五千といふことになるかと百五十倍になりましょうか。そうすると千八百萬の十倍で一億八千万、百倍で十八億、百五十倍ですと二十七億といふことにならなければならぬのです。これまた改進黨の提案者のきのお話で、公立高等学校のこれに要する金は二億二千万程度で済むといふことになつて、何人か教員と給与総額との開きがずいぶん違ふように思ふのですが。どうでしょう。

○赤城委員 提案してあります法律によりまして、御承知の通り高等学校は四百二名でありまして、大学の方も四級から一級ずつ上つて行きます。そういうものも含めておるわけではございません。

○横路委員 きのお話の提案者の方はどういふお話をしたわけですか。大體改進黨の方も公立高等学校の給与の点に關しては、一億三億六千万といふお話がございましたけれども、赤城さんの説明によると二億二千万で、その差の一億四千万といふものについて、きのう私からお話いたしました。わゆる現在中学校に勤めていて、同じ学歴、同じ勤続年数、同じ免許状を有

してゐる者と、高等学校との間に差があるといふことは、私どもは不当だと思ふ。赤城さんもその点はやや同調されたように思ふのです。一億四千万といふものについては、中等学校の陥没を埋めるといふお話のようにきのう承つたと思ふのです。そういたしますと附則の中で当然これは修正しておかなければならぬと思ふのですが、きのうから一晩過ぎましたので、その修正の点について、提案者の方で何か御用意がございすか、どうですか、その点ひとつ承りたいと思ひます。

○赤城委員 横路さんは予算委員で、大分予算の内容を詳しく御承知のほうで、私は実はその詳しく承知しておりませんけれども、そういう陥没といふ不均衡もあるといふ事実はお認めのやうであります。私もそういう場合があると思ひます。それであの予算を修正する際に、給与準則が出たような場合に切りかえが行われるだらう、切りかえが行われる場合に不利な点が直されるべきものも含まれるであらう、こういうやうなことで予算の折衝をしておられたように思ふのであります。実は給与準則が予算案のあとから出たやうであります。給与準則の附則第八号などを見ましても、附則第四項から第六項までの規定によつて職員について決定されたこの法律施行の際における号俸が部内の他の職員について決定される号俸に比して著しく均衡をかくと認められるときは、施行日から一年をこえない期間内に、実施機関は、人事院の定めるところに従ひ、予算の範圍内で、その者について定められてゐる号俸を俸給表によつてその号俸よりも三号俸上位の号俸をこえない範圍内の

号俸に調整し、その調整した号俸の額をもつてその者の俸給の日額とするこゝとができる。といふやうな趣旨も書いてあるのではありませんか。この給与準則がそれまでに施行されるかどうかかわかりませんけれども、そういうことで施行されるやうな場合には、この規定によつて陥没も救われる、こういうふうな考へておられますので、本法案におきましては、その点は法律上これをうたわないで、給与準則の施行をまつて、あるいはまたこの切りかえによつて人事院として措置ができる最小限度といひますか。最大限度といひますか、にいてできるならばそういう措置も講じてほしいといふ考へは持つておられますが、法律の表面には御承知の通り職域差といふ建前で出しておられますので、その点は含めておらないわけではございません。

○横路委員 給与局長にお尋ねします。それで今の点がだん／＼はつきりして来たわけですか。ただいまの提案者のお話では、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

としてもこの法のうちの最も不備な点であり、最大の欠陥なのでから、人事院としてどう考へておられるか伺いた

○赤城委員 私は給与準則が通ることとを、今のところまだ提案にはなつておりませんけれども、將來通ること

を希望するものであります。その給与準則の中におきましては、先ほど提案者からも御説明がございましたし、横路さんからも今お話がございましたように、ある程度超過措置といひましたし、従前あるところのい／＼な不均衡をその際にある程度是正したいといふことと、あつた三号以内の調整をし得るという措置をつくつておられます。しかしあれを考へましたときには、今回に起きおるやうな問題を内容といひましたわけではございません。今問題となつておる点につきましても、これはこの提案者からもお話がございすように、これは職域差を認めるのが第一であつて、それで俸給表を作成したという御説明があつたやうに私承つたのであります。その結果陥没も是正されるであらうといふお話がございしましたが、しかしそれはつけ加えてあるといふお話があつたわけでは

ありません。そういういたしますれば、この職域差を認めるためにその一号を増すといふ措置をとつたのですから、かりにそれをこの国会でおきめになつたといふことがどういふことか、これまた十分分析の要があるかと思ひますけれども、それは趣旨が違ふのでありま

す。そういうことを人事院規則でやりますのじやなからうかといふふうに考へる次第であります。

○横路委員 提案者にお尋ねいたしますが、私がきのうから申し上げておりましたところの、同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状を持つておる者の高等学校、中学校における俸給がこの俸給切りかえによつて差が生ずる、この点については提案者もお認めの上で、これを人事院の規則とかあるいは給与準則の中でやつてもらいたいといふやうなお話でございましたけれども、この点について人事院の給与局長としてはできやうないといひますが、考へられないといふお話であります。そこで最後に私はもう一回お尋ねしたいのですが、そういうやうな点のきのうから明らかにしたわけですか。この法律案を通すにいたしましたも、私は當然提案者としてもその点を附則の第五項中に、あるいはもう一項ふやせばいいのです。これを提案者の方でどうしても可決をなさるというのであるならば、これを提案者の方で修正なさつておやりにすることが至当じやないかと思ひます。同じ学校、たとへばことし同じ学芸大学を出て、二級の免許状を持つておる者でも、高等学校あるいは中学校に行つておるといふ者が、この問題において不均衡が出ないやうにしなければならぬ。私はまさか提案者はただ高等学校に在るだけのゆゑをもつて俸給が高いのだとはなしてゐないだらうと思ひます。當然その裏づけの学歴とか、それから免許状等についてもあつてゐるのだと思ひますけれども、どうしてこの点が人事院の給与局長に聞いてもできないといふことになるならば、私は當然附則の中にうたわなければならぬのではないかと考へるので、ひと

○赤城委員 横路さんは、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

○赤城委員 横路さんは、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

○赤城委員 横路さんは、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

○赤城委員 横路さんは、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

○赤城委員 横路さんは、きのうから私が問題にしておりました。きょうの同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状をもつて高等学校と中学校との差が當然ここで出て来たわけですか。出て来た点に対しては提案者においても、当然陥没を是正しなければならぬと言つておる。この是正についてはこの一部改正法案の中にはないけれども、ただいまの提案者のお話では、いすれ出る人事院規則、いわゆる給与準則の中で、あるいは細則の中で、その点については明確にうたわれなつてゐる。その点は當然人事院としても考慮されるであらうといふお話のやうなのです。この点について人事院としてはどういふ考へておられますか。何

つその点の考慮をなさるべきが至当だと思ふのですが、どうでしょう。

○赤城委員 たいま人事局長のお話も聞いたのですが、その点において私は受け方といひますか、話を聞いての判断がちよつと違ふのでございませう。

人事局長の話によりますと、正面から陥没を救うという措置は、これはできない、しかし不均衡がある場合には、不均衡として、今の附則第八項等によつて切りかえの際に不均衡は是正されることができると。正面切つて、陥没があるからというので、その陥没を調査もしないで今すぐ救うのだという方法はできないけれども、別な不均衡というようなことで、切りかえの際に救済することはできるのだ、こういうふうには説明を聞いたのでありますが、

そういふことならば、いわゆる正面から陥没を救うというものでなくとも、切りかえの際に不均衡を直した結果、陥没が是正されるという措置はとり得ないことではないと思ふのであります。また繰返して申し上げてまことに恐縮ですが、再々申し上げておきますように、過去にわたつての陥没は正を目標としてこの法律をつくつたのでなくして、将来にわたつての不均衡も認め、その上で差を設けたのでありまして、その設けた結果が過去の陥没が救われる場合もあり得るのであります。が、陥没を救うということをもつてこの法律の体系とするわけには行かないものでありますから、横路さんの御説ごもつともありますが、法の建前からそれがちよつと困難な状況であります。なお提案者といひましたしても、私一人だけが提案者でありませうが、その御趣旨の点はよく協議はして

みますけれども、私といひましたしては、これを修正して、陥没に對しまして、これを是正するやうな条項を一つ加えようといふことは、ちよつと法の体系からできかねるかと思つております。

○横路委員 私は提案者にお尋ねしたいのですが、実はきのう人事院の給与局長のお話を聞きまして、基本的には同一学歴、同一勤続年数、同じ免許状を持つてゐる者は、小学校におろうが、中学におろうが、高等学校におろうが、文部省自体としても、あるいは人事院自体としても、これは同じであるべきである、同じであるべきが至当であるという考え方のもとに立つておられるのです。これは今出回された一万四千五百円の勧告のうち、及びその中における給与準則の中等にもうたれておられるわけでありませう。そういう立場からいひまして、私はきのうから提案者に申し上げておられますように、この附則の中におきましても、今私が申し上げましたように、やはり不当に切りかえの点等も生じて来ますので、提案者としては、もう一べん人事院等ともよく御相談の上、あるいは文部省においても、いわゆる六・三・三の完全実施というやうな立場からいへば、今日まで義務教育優先等においても考へて来た教育の大道があるのでもございませうから、できませうならばこの一部改正法案については、もつと慎重にここで協議をして、今国会中にこれを無理やり救済を頼んで通すといふのはなしに、休会中も引續きこれを審議して、文部省並びに人事院等の意向も反映して、やはり皆の納得した給与体系をつくるのが至当ではないか。私

もこれできのう一時間、きよう約一時間ちよつとで、二時間あなたに質問したのでありますが、きつと私の話した中で賛意を表される点等もあり、できませうば、時間があれば附則の中で修正したいという意向だつてあなたにはおありだと思ふのであります。そういう意味からいひても、もう少しこれは時間をかけて、休会中といへども審議して、万全を尽して実施するといふふうには提案者の方でひとつお考えいただけないものでしょうか。これは私の希望ですが、どうでしょう。

○赤城委員 たいまのお話の中でちよつと違ふやうな点があります。実は文部大臣もきのう出まして、同一学歴、同一勤続年数といふものは、原則として認めるが、やはり教育の内容に於いて、高等学校においては違ふといふふうに認められないこともない、だからして人事院の準則そのものも、これはそのものとして認められるが、議員提出の法律案もそういう意味からこれを認められないこともない、六・三・三を強化する意味において六・三・三の強化も考へるが、なおそのあとの三の強化も考へる、そういう意味で内容が違ふとすれば、こういう法案が出ていへば文部大臣としては賛成だ、こういうやうなこともあつたわけでありませう。しかし横路さんのいふやうなお話もありませうので、私といひましたも提案者としてよく考へてはおるのです。また考へつつあるわけでもございませうが、何を申しましたも私一人の提案でありませう。各派と協定の上で出ておられますし、いろいろやういふ事情もありませうので、御高説はつつしんで拝聴いたしておきます。

○横路委員 給与局長にお尋ねいたしたいのですが、文部省が同一学歴、同一勤続年数、同一免許状については同一であつてよろしい、文部省との話合いはどうであつた、こういうふうなきのうあなたから聞いたわけですか。どういふ話をされたかわからないのですが、文部大臣がその委員会でもそういうことを答弁しておられるれば、他の委員に聞いてみなければなりません。私はあなたから、文部省との数次にわたる交渉においては、文部省もそうなんだ、だから人事院の勧告でうたつたといふことを聞いたのですが、その点をもう一度御説明願ひます。

○滝本政府委員 私はそのときにもはつきり申し上げたつもりであります。文部省と、人事院は給与準則といふのは、きつと前年から提案しておるのであります。従ひまして交渉はいたします。人事院は各省のいふやうやつておられる人事行政に便利にやうに御注意は聞くわけでありませう。しかし最終責任は人事院にあります。人事院と文部省とある程度交渉いたしましたのは、時間的に見ましても、これは大分前の話でありませうから、その当時までにおきまおつたやうである、こういうことをきくのはつきり申し上げたのであります。

○奥田委員 この法案の新しい第六条第六項第二号の高等学校教育職員級別俸給表であります。これに高等学校その他これに準ずるもので、人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、云々ですが、この規定の中にいわゆる言学校、雙学校、養護学校等を含んでおりますかどうですか、お伺ひしたいと思ひます。

○赤城委員 もちろん含んでおると思ひます。

○奥田委員 しかれば盲学校、雙学校及び養護学校等特殊教育に勤務する職員は、高等部であると中等部であると小学部であると幼稚部であると問はず、これを高等学校の切りかえられる身位に当てはめるやうに用意されておりますか。

○赤城委員 あつていろいろ申し上げたいと思ひますが、一応さういふことになつております。

○奥田委員 そうしますと、文部省の所管である国立大学の附属高等学校、中学、小学、幼稚部、といふものも同等に高等学校として取扱うのでありますか。

○赤城委員 これは特殊学校として学校教育法で別になつておられますけれども、今のお話のように盲聾学校の高等部、中等部といふやうなものを一つのところへ入れるといふわけには建前がなつておりませう、一応別々に入る形になつております。

○奥田委員 別々といひますと、高等学校の方へ高等部が入るといふやうな形になるのですか。

○赤城委員 その通りでございませう。御答弁とちよつと性格が違ふのであります。中学部、小学部、幼稚部も高等部と同じ建前をとるといふお言葉だつたのであります。このやうに特殊性を持つた学校の職員が高等部、中学部、小学部でそれ／＼待遇が違ふといふことになりませう、学校の運営がでないといふことは十分おわかりいただいておると思ふのであります。これ

を提案者としては、特殊学校の性格によつて全部高等学校の範疇に入れるというふうな線があつたようにもさつきの答弁では開いたのでありますが、それがあとから是正されたように思うのですが、いかがでしょうか。ことにまた高等部の免許状を持つ人が中学部、小学部に勤務する場合には、高等部の免許状の資格による給与を与えるという用意があるかどうか、これは提案者並びに人事院給与局長の方の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○赤城委員 実は御指摘のようなことを私の方でも十分承知しております。現在におきましても、盲聾学校等におきましては二号あるいは一号の調整号俸がついておるのであります。この俸給表は、一般の教員については一号俸の調整は本俸に繰り込まれた。その結果盲聾学校と、このままで行けば均衡がとれなくなつて行く。そこで当然調整号俸を二号以上つけなければこれと均衡がとれなくなつて来ると思ひます。と同時に、高等部、中等部、小学部といひますか、そういう部においての不均衡がありますので、できることならば調整号俸をこの俸給表による高等学校と同じところまで一律に上げて行つてその均衡をはかりたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○農本政府委員 盲聾学校の点でございますが、これを一律に高等学校の俸給表を適用するということにおきまになるのであります。そのことはやはりはつきり書いてないといふが、悪い、このように考へております。盲聾学校におきまして高等部である学校もございしますし、それから中学部

まである学校もありますし、いろいろなものであります。高等部、中等部、初等部とあります。おのおの盲聾学校の規模が小さいものであります。先生は高等部、中等部、初等部兼任されておるといふような場合が多いのであります。事実高等部、中等部、初等部とわけて俸給表を適用するということに建前にはなつております。事案上の上の不便はあまりないのじやないかとわれ／＼は考へておる次第であります。

○受田委員 提案者の説明及び給与局長の御意見によつて、この第六条第六項二号の中に今の養護学校の規定を挿入する必要があるかどうか、このまゝでは私が危惧する問題は解決しないと思ひますが、いかがでございますか。

○赤城委員 先ほど申し上げましたように、現在も調整号俸は盲聾学校についておるのであります。現在の調整号俸を一号上げて、なおかつ高等学校の職員と同じようなところへ調整号俸を同じようにつけて行くことによつてその解決は一応つく、こういうふうな考へております。

○受田委員 その調整号俸の問題よりも、原則的に高等学校の級別俸給表に持つて行く方が筋として通るのではないかと、今のようないくつかの措置でなくして、原則的に高等学校の範疇の中へ入れるということが法案としては正しいのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○赤城委員 教育職員法の建前もありませんので、趣旨としては受田さんのお考へに賛成であります。建て方といひました、やはり私が申し上げましたように、一応調整号俸で均衡をとる

ような措置をとりたい。なお研究の上、それでなお救済できない、あるいは不均衡であるということならば、これは法案のどこかにそういうものを載せなくちやならぬと思ひますが、調整号俸で一応解決がついて行けるというふうな考へております。

○受田委員 この問題は、給与局長も言われた通り、法文の上にはつきりしない、調整号俸で何とか実質的な待遇を与えようという筋合いのものではないと思ひます。この号俸は、提案者の立場から言へば、三本建になつておるのですから、その三本建のどれへ入れるかという問題であつて、高等部と同じ性格のものならば第二表に入れるべきものであつて、その性格の違つてくるへ入れておいて、号俸の調整をするということとは筋としては私は通らないと思ひます。

○赤城委員 提案者の立場から言へば、三本建になつておるのですから、その三本建のどれへ入れるかという問題であつて、高等部と同じ性格のものならば第二表に入れるべきものであつて、その性格の違つてくるへ入れておいて、号俸の調整をするということとは筋としては私は通らないと思ひます。提案者の立場から言へば、三本建になつておるのですから、その三本建のどれへ入れるかという問題であつて、高等部と同じ性格のものならば第二表に入れるべきものであつて、その性格の違つてくるへ入れておいて、号俸の調整をするということとは筋としては私は通らないと思ひます。

○赤城委員 提案者の立場から言へば、三本建になつておるのですから、その三本建のどれへ入れるかという問題であつて、高等部と同じ性格のものならば第二表に入れるべきものであつて、その性格の違つてくるへ入れておいて、号俸の調整をするということとは筋としては私は通らないと思ひます。

○農本政府委員 私がお答え申し上げましたのは、よく技術的なお答えを申し上げたのであります。高等部と同じ

じ俸給表を養護学校にも適用しようと思ひならば、そのことをはつきり書いておかねば、これはちよつとむづかしい、こういうことを申し上げたのであります。

○受田委員 給与局長のお言葉によつて、私自身もそれをこれへ挿入すべきだと思ひます。この点、今ここで修正されるならば、ただちに修正の道もあるのですから、その措置をおとり願ひたい。

次に、この給与体系は大学院を置く大学院を考へられておられるわけで、大学院を置く大学の教授の最高が、新しい俸給表の十一級、八、九と挿入されておるわけですが、これは事実上大学院を置く大学と、大学院を置く大学と、高等部、中等部、小学校との四本建の体系ということに実質上なつており、またこれはそういう形に大学院を二つにわけて俸給表をつくられるのが筋ではなかつたか、提案者の立場からすればそういう立場をとられるべきではなかつたかと思ひます。これは、これに対する見解はいかがですか。

○赤城委員 大学院を置く大学というのは、御承知の通り現在全国で十二であります。この俸給表をつくるにつきましても、大学の教授の最後の号俸三つだけを延ばして大学院を置く大学は適用するということになつております。このために一つの俸給表をつくるということは、私どもは職域の差を認めて俸給表をつくつたわけでありませんが、これは職域の差という関係から見ますと、一つの大学の範疇の中に入つて、その大学の範疇の中でも国際的に相当りつばな教授などがある場合

に、この最後の号俸を適用させよう、こういうことでもありまして、従来も特別に指定する者というふうなこともありましたので、そのために四本の俸給表を建てる必要はない、こう認めましたので、一応三本の俸給表にした次第であります。

○受田委員 大学院を置く大学の国際的及び国内的立場からいつても、学長といふものは相当権威あるものでなければなりません。従つて、学長の最高を十二級の四号俸に押えておくということ、大学院を置く大学の学長をここに押えておくということは、これは妥当でないと思ひます。その点について、大学院を置く大学の教授に対して三号を特別に考へる場合に、そういう特殊の使命を持つ学校の学長に対する号俸を考へるべきではなかつたか。この点、提案者の意思によればさうまで行くべきではなかつたかと思ひますが、いかがですか。

○赤城委員 受田さんの御趣旨の通りであります。しかし、御承知の通り、この俸給表は、現行法で俸給表を改訂しておるわけでありまして。現行法で行きますと、この大学の学長の六万九千円というの、通し号俸で八十二号に當つております。これ以上俸給表は号がないのです。号がないのですから、最後の号俸をここに當てはめるよりはかはらない、こういう事情で、受田さんのお氣持と私も同じですが、現在の俸給表からいふと、これが一番通し号俸の最高になつておりますので、ひとつ御了承願ひます。

○受田委員 これに対する法律によつて官吏の最高号俸にはこれは當つております。けれども、今度出された法案

は給与法に対する特例を幾つも持つておるのでありますから、この点について、大学院を置く大学の学長を、特に法案としては、都合によるならば特別職に考慮するくらいは誠意があつてよかつたと思ふのであります。そういうことを考えないで、号俸の行き詰まりがどこにあるから、それで押したということになる、大学院を置く大学の權威が失墜されるおそれがあるということをお考えの、この問題をひと提案いたしておきます。

大分時間が迫つておるようでありすが、私どうしてもお尋ねしておかなければならぬことがあります。それは、この法案について昨日来種々熱心なる委員諸君の質疑があり、また提案者よりも熱心なる御答弁があつたわけですが、大体、人事院の出された勧告の中に盛り込まれた給与準則が全然審議されないで、給与準則にある程度あやかつたこの法案が出されていくことに、この法案の審査の前段することについて、われわれは非常なる疑義を感ずるものである。給与準則によるところの同一学歴、同一勤年者に対する同一俸給という問題は、これは人事院の給与準則の原案にもはつきり示されている。従つて、途中からぼつかりと一号俸上るような体系が、人事院の勧告の精神にはずれていくことははつきりしている。われわれは、少くとも人事院の勧告に基いて審議するべきものであり、人事院の勧告を尊重した法案が出されるべきであると思ふが、人事院の勧告を無視したこの法案が出されていることについて、われわれとして一つの大きな疑義を抱かざるを得ない。ことに国会は、この人事院の勧告

を中心にして給与体系を定める責任がある、政府も人事院勧告に基いて給与法案を出す責任がある、こういうことになりまふと、少くとも人事院尊重という基本線を確立するために、この際給与準則とこれとは当然に並行して審査すべきものであつたと思ふのでありまして、この点に対する一つの大きな疑義があるものであります。

もう一つは、提案者の御説明をまつまでもなく、現在の高等学校に勤務しておられる先生方の、過去における前歴、あるいは学校の履修過程というやうなものを無視した非常な陥没せる状況を、何とか救うてもらいたいというところ、この法案の前提及び本意があると思ふのです。この意味で、ほんとうに陥没を救うという熱意があるならば、政府はすでにこれまでに、例の教育職員給与の是正をするための格付を二十五年の末にはあつたが、あの是正の際の級別推定表をつくる際に、是正されなかつた分については、さらにその後における陥没は正の人事院規則、人事院細則の公布とか、あるいは法律の制定とかいうものになぜ努力をしなかつたかといふことになるのであります。結局、給与準則を無視してまでこれを出そうとする努力があるならば、高校の職員が特に多く占めていくところの、そういう前歴差、あるいは学校における経歴、学校履修過程の差というやうなものの不備を救うための措置をとるべきではなかつたか。この点を抜きにして、こういう非常におかしな形での法案が出されることを私は憂えるものであります。日本の法律といふものが、時の勢いに乗じて、時の空気に押されて、時の政治情

勢に押されて、基本的な線を逸脱したものができるといふには、私は反対するものであります。あくまで筋を通さなければならぬ。従つてわれわれは、人事院勧告という線を、過去において尊重して、今回までの給与体系を打立てておる。従つて、高校の職員の陥没を認めるが、この高校の職員に中小にも少数入るところのそうした過去の前歴の計算をどうするか、学歴の計算をどうするかといふやうな問題、恩給の不備をどうするかという問題を十分考慮したところの法的措置、あるいは人事院の細則の規定、こういうやうなものによつてこれは救うべきものであつて、今急にこの人事院の準則を無視した法案が出されることは、これはわれわれとしては、何か非常に不愉快な感じがするのです。高校の職員の大多数を救うであらう、そうした陥没は正の措置は必ずとれる。それなのに、予算がつかぬとか何とか言わないで、その予算は出せばよい。このちよびり三億六千万円ばかりの修正した程度では高校の職員は救われません。ほんの一時、間に合せに一号程度上つたといふだけです。気休め程度にその職域差を考へるといふやうなそういう気休めでは、高校の職員は救われぬ。基本的には救おうという大信念をもつてこの法案を提出されることが必要である。従つて附則などに、少くとももしこれを出されるならば、陥没を救うための措置が法文の上に現われておらなければならぬ。これは同時に必ずやるべき問題であつて、何とかこの際一号ほど高校の職員を上げる措置をとつておけばこれでいいのだ、そういう感じがするのですが、私はこ

の点非常に釈然としないのであります。従つて提案者といつたしましては、ただ一号が四級から九級までの間において上ることによつて、陥没もある程度は正されるだらうというやうな附帯的な希望が満たされるというやうなことで慰めておるようでありすが、それでは絶対に収まるものではないのです。従つて高等学校を中心に、中学校にも小学校にもやはり該当事が相当おる。この陥没は正という問題についての基本的な態度が提案者になぜなかつたか、これをお尋ねするのであります。

○赤城委員 相当お説に賛成するところもありすが、人事院を無視してやつておるわけではありせん。人事院におきましては三本建を提案してあります。その点におきまして私どももいたしまして、前々からこういうことは考へておつたのであります。というのは、給与法の中でも教員の特殊性にかんがみて特別法律をつくれ、こういうことになつておつた。それをやらぬでおつたから、われわれの考へておつた教育職員特別法をつくり、しかもそれを三つにわけて行く、こういうことではあります。たゞ人事院の給与準則が出ましたけれども、それもやはり三本建だ。それでわれわれは三本建という形をつくるならば、もつと三本建らしいもので行かなければならぬ。こういうことでやつて来たのであります。決して人事院を無視してゐるわけではないのであります。また国会といつたしましては、やはり立法院として國權の最高機関でありますから、人事院から勧告があり、政府から法案が提出されても、昨年度におきましても御承

知の通り地域給なら地域給を国会において修正しておる。こういう権限を持つておるのでありますから、私どももいたしましては國權の最高機関たる立法院といつたしまして、適當と認めることを提案して皆さんの御審議を得るということは、これは當然の措置だ、こう考へております。

○原委員 緊急勸議を提出いたしました。すなわち質疑に対する理事會の申合せの時間が切れました。ゆゑにこの際質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○川島委員 たいだいの原君の勸議につき採決いたします。原君の勸議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川島委員長 起立多数。よつて本案に対する質疑はこれにて終結いたしました。

引き続き本案に対する討論に移ります。討論の通告があります。加賀田進君。

○加賀田委員 まず冒頭に、本案は相当重大な案件でありますのでわれわれとしても質問者もまだ相当残つておるのに、突然質疑打ち切りといふことは非常に遺憾だと思ひます。

私は日本社会党を代表いたしましてたいだいま審議中の一般職員の給与についてお尋ねの三本建に対しては反対をいたすのであります。しかし、ただこのことは、現在生活の非常に窮乏化している教職員に対しての一部を援助するといふ形におけるかゝる法案に対して反対するのであります。教職員の生活を一部でも守ろうとする基本方針に対しては私は反対するわけではありせん。ただ、今申し上げるやうな

従来の二本建を三本建に改正をいたしまして、教育の基本的な方針に基き、いづゆる従来の高等学校、中小学校の職員の給与に多く差をつけるというのことに對して、われ／＼は反對するものであります。

参考人招致の際においても説明のあつた通り、高等学校の職員と中小学校との職員のいづゆる職域差において、職務の内容において、大きな差はないといふことは明確であります。提案者の説明の中におきましても、ただ高等学校と中小学校の職員の職務の複雑制と困難性に相違があるといふことで指摘されておりましたが、この二つの問題は現在中央教育審議会においても、科学的にどちらが上下であるかといふことは明確になつておりません。従つて一般におきましても、これらの高等学校並びに中小学校の教員の職務内容に對して明確な区分をすることは困難な状況であります。こういう困難な情勢にあるにもかかわらず、給与を決定するいづゆる職務の複雑性、困難性、責任の度合い、あるいは勤務の強弱、これらの問題が何ら科学的に検討されずして、突如として現在の高等学校並びに中小学校の職員の給与を区分するといふことに對しましては、今後の教育行政上大きな問題が残るのではないと思ひます。なお本委員会における質疑の中においても明確になつておる通り、先般出されました人事院勧告のあの規定が、教育職員の給与決定には最良のものであるという確信を持つております。なおその教職員の給与の問題に對しましては、文部省といつても長期にわたつて人事院と折衝いたしまして、今次出された勧告案の内

容もまた文部委員として満足すべきものであるといふことを申し上げておきます。われ／＼としては政府関係並びに人事院の意思に全面的に拘束される必要はないのでありますけれども、しかしながらこれらの意思を無視して、この給与を三本建にするといふことも、議員として一般輿論にたいする意味においても、非常に大きな疑義が起るのではないかと思ひます。

なおその他の点に對してわれ／＼は、廣汎にこの問題を検討いたしまして、どの一点をとらえてもこの三本建に賛成する点を見出すことは困難な情勢でありまして、われ／＼といつたにしても、せびとも今次の三本建を従来の二本建にし、できれば両方を全部高等学校、中小学校の職員に充てるような政策を今後立てていただきたいことを希望条件といつたしまして、社会党を代表いたして反對の意見を申し述べます。

○田中(好)委員 私は自由党を代表いたしまして本案に賛成の意を表するものであります。

その理由の第一点は、本案が教育職員の全面的な優遇の道を講じておるといふ点であります。國民を完全に育成しまして、健全なる國家を形成するには、教育の必要であることは申すまでもないのであります。従ひまして教育制度の改革もまた必要であります。また一面、教育に従事するところの教職員が安心してその職務に従事し、その使命を達成せしむるがためには、どういたしまして生活の安定を与えなければならぬのでございします。この意味におきまして、文部省はさきに教育職員の特殊な地位にかんがみまし

て、一般公務員に比して優遇しなければならぬといふことを要望いたしました。その実現を期したのであります。その要望は人事院の手によつて逐次取上げられつつあるものであります。いまだもつて十分という域には達しておりません。しかるに本案におきましては、大学の教職員については四級から十級までの者は切りかえと同時に全面的に一号俸だけを高くし、特に大学院を設置する大学の教授の待遇は従来よりも三号俸だけ号俸の幅を伸ばし、現在のベースにおきまして最高五万一千二百円の待遇を受けることとなつたのであります。また高等学校の職員は、中小学校職員と同一の俸給表のもとに規正され、校長の待遇は従来九級で定められておつたのであります。また、本案におきましては十二級の四号という現行ベースにおいて四万三千三百円の待遇を受けることとなるのであります。また四級より九級までの大部分の教職員が切りかえと同時にそれ／＼一律に従来より一号俸だけ高い待遇を受けることとなるのであります。

次に中小学校の教職員につきましても、校長の待遇は従来九級でとまつていたものであります。また、本案においては十級まで伸びるのであります。また教諭の号俸の幅も従来よりも三号有利に伸びておるのであります。世間では本案の提出によりまして中小学校の職員が動揺しておるといふことを声を大にして非難しておる者がございします。しかしながら右に申し述べましたように、いづれの学校の職員におきましても、本法の施行によりまして現在よりも優遇されるのであります。それら動揺しておると非難しておる連

中は、おそらく本法の実施によつてその誤りを知ることができ得るであらうと私は確信するものでございします。さらにまた本案に對する第二の賛成点は、従来高等学校等の教職員の給与は二九ベース切りかえ當時の特殊の事由から、中小学校等の職員給与に比して著しく不利になつていたのであります。それが本案においては十分とはいえないのでございしますけれども、それらの点が明らかに是正せられたといふことを認めざるを得ないのでございします。従来高等学校の職員は、その学歴において中小学校職員のそれに比して、はるかにまさつていゝにもかかわらず、同一年の給与についてこれを見ますならば、前者の給与がかえつて後者の給与よりも平均的に見まして劣つておるといふ事實は顯著なものであります。この現実は給与公平の原則から見ましても、はたまた高き教育のためには高い学歴の人を必要とするといふ社会通念から申しまして、はなはだ不合理なのであります。まことに不當なものでありまして、まことに不當なものでありまして、得ないのでございします。しかるに現行給与法が学校種別によつて異なつた待遇を許さず、同一学歴についてその初任給も、昇給も、または昇格の速度も同一であります。結果、二九ベース當時の切りかえ措置の粗漏に端を著しまして、この高等学校職員給与の陥没は永久に是正することができなかつたのであります。今回人事院の勧告をいたしました給与準則といえども、現行給与法の待遇原則を變更しない限り、これを執行することがきわめて困難な事柄であつたのでございします。しかるに本法案におきましては、四級から九級まで

の職員も一号俸だけ高めるといふ措置によりましてそれを是正し、長い間の懸案を解決に歩を進めましたこと、まことに妥当な措置であるといわなければならぬのでございします。われ／＼はこれに對しまして全幅の賛意を表する次第でございします。あるいは学校職員の待遇によつて、学歴の高い人が中小学校職員を希望しない結果となつて、基礎的教育でありまゝとするの義務制教育の進展を妨げるという議論がございします。しかしながらそれを主張する人は、就職誘致の原因といふものが、ただ給料の高低一点張りによつて就職誘致の原因があるものであると見るのが、そも／＼の誤りであらうと存するのでございします。その人の身辺に存するところの特殊の事情も加味されて決定せられることは常識であるのであります。本法案のために義務教育制が破壊せられるといふことが、まづたく杞憂にすぎないものと

いなければなりません。われ／＼が本案に賛成する理由の第三の点は、本案が教育職員の勤務の特殊性にかんがみまして、いづゆる三本建の俸給表を設定したことでありまして、現行給与法第十條三項におきましては、教育職員及びその他特別の勤務に従事する職員の給与に關し、人事院はこれを特に研究し、その結論を國會及び内閣に勧告しなければならぬ旨を規定しておるのでございします。このことは、教育職員の勤務の態様がきわめて特殊なものでありまして、このように一般職員同様の俸給表を適用する現行制度はかなり無理があることを物語つておるのでございします。しかるに人事院はその無理を知りつつ、

この規定制定後すでに数年を経過して
おりまするにかかわらず、何ら教育職
員のために特別俸給表の処置を講じな
かつたのであります。本法案はこの点
にも留意し、人事院の勧告に先立つて
着手したのであります。従来の一般
俸給表の適用の不当なる処置を廃し、
ここに三本建の教員の特別俸給表を制
定したのであります。あるいは教育
の本質からいまして、教育には種
類、差等がないということを論拠とし
て三本建に反対する人があります。け
れども、教育の本質と、教育に従事す
る者に対する待遇制度とは、厳にこれ
を区別して判断せなければならぬので
あります。すでに学校職員免許法が、
学校の種類によりまして教員の資格要
件に差をつけていることによりまして
も、差等があることを物語るものでご
ざいます。従つて学校の種類に依じて
三本建にいたしましたことは、現実に
即応し、応能給手の原則に適したのも
でもございまして、むしろ機宜に適し
た改正といわねばなりません。この法
案はもとより十全完備のものとは思
いませんが、従来一般俸給表適用を不当
と知りつつ、しかも高等学校教員の数
年の不備を知りつつ、何らこれに適切
なる措置を講ずることなく在り日を送
ることよりはるかにまさつたものと確
信する次第でございます。

右の三点の理由をあげて賛意を表す
る次第であります。今論議の中心
になつておりました特殊学校の職員等
は、何とかしてこれを現実の給与に適
用するような方針をとつていただきた
いという希望を付しまして、私の討論
を終ります。

○川島委員長 受田新吉君。

昭和二十八年八月八日印刷

○受田委員 私はこの法案の提出され
た意図が、教職員の待遇の向上とい
う点に存するならば、何ら異議なくこれ
に双手をあげて賛成するものでありま
す。われ／＼は、とかく冷遇されて来
た、対外的にも対内的にも非常に制約
を受けた中に、古来人の魂をつくるこ
とに努力して来た教職員に何らかの形
で物的な報いをしてやうという努力を常
に考へてゐるものであります。しかし
ながらこの法案が、実は特に高等學校
の教職員の待遇を改善するといふ点に
重点が置かれてゐることはもちろんで
あります。私といたしましては、高
等學校の教職員各位が中小の教員の各
位に比較してその数の比率において、
前歴計算あるいは學歷差といふものが
非常に冷遇され、あるいは俸給表上等
の不利があつて、陥没の状況にある。
この点についてはいささかも否定する
ものでありません。七〇％に近いところ
のそうした條系、民間勤務等から
入つて苦勞しておられる高等學校の職
員、この人々に対する陥没は正のため
の努力に全幅の協力を惜しむものでは
ありません。ところがこの法案はそう
いふ問題の解決がでないまま、た
だ単に途中から一号上るといふ結果に
なつております。人事院勧告の同一學
歴、同一勤年を中心とする平等なる進
行方法に対して、突然こぶがでるや
り方でありまして、この点人事院勧告の
三本建と大体同じだとおしやる提案
者並びに賛成者の御意見がありました
が、人事院勧告の線は結局同一學歷と
同一勤年を基本的に同じ立場で守つて
おるのであります。これはさうでなく
して、途中より一方を優遇しておるよ
うな案であります。私は、この法案の

性格は、結局時に不遇な陥没地帯の多
い高校職員を救ふことではなくして、陥
没ができたまま、陥没差があるまま
で、高校教職員が上になるので、やは
り陥没されたものは低い線で一号上る
にとどまる。またその陥没のなかつた
人々はその姿のまま一号上る、陥没は
依然として違いが残つておりますが、
その違いが残つたままの高校の待遇改
善といふことでは、現実においてこれ
は全然矛盾しておる。第一に職員の多
数を占める陥没せる待遇を受ける人々
を徹底的に救済するところの基本的な
政策をとつて、しかる後に給与準則を
あてはめるという対策をわれ／＼は要
望してゐるのであります。

この点において本法案は職員の待遇
改善といふ基本的な線の解決がでな
い、その中における一方的な点にお
つた措置がなされておるといふ点にお
いて、待遇改善を心より待望するわれ
れが、その職域差を認めておるとい
う点において遺憾ながら反対をするも
のであります。

なお特殊學校あるいは国立學校の付
属高校で、中小の先生等におけるよう
に、同じ職場に働く人々にとつて、こ
の職域差が現実には重大な問題になる
といふことも考えなければならぬ問題で
ある。なお新しく大学を出る人の将来
の問題として、われ／＼は給与準則を
大いに尊重する線をとりたいと思ひ
てあります。この法案には過去の冷
遇せる陥没を救うために特別の法的措
置をとつて、強ちに予算的措置をとつ
て、思い切つて高校職員の大多数を占
め、かつ中小にも一部分の該當者がお
るところのこの前歴、あるいは學歷
差、恩給上の不利等の救済に當るべき

であると思ひのであります。

以上をもちましてこの法案に対し遺
憾ながら反対の理由を申し上げる次第
であります。

○川島委員長 討論は終結いたしました。

本案につき採決いたします。本案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川島委員長 起立多数。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

この際本法案に関する委員会報告
書作成の件についてお諮りいたしま
す。これは先例によりまして委員長に
御一任をお願いしたいと思います。御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川島委員長 異議なしと認め、さよ
う決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、明三十日
午前十時より開会することいたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

〔參照〕

一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案（益谷秀次君
外二十三名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

人事委員会議録第六号中正誤	頁
段行 誤	正
四 三末三 引上げの 指定に關す	
六 三三 引上げの 指定に關す	

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局